

「政治分野の男女平等に向けて、選挙制度改革を求めます」

内閣総理大臣 安倍晋三 様
総務大臣 高市早苗 様
一億総活躍大臣 加藤勝信 様

2016 年 2 月 15 日

全国フェミニスト議員連盟

共同代表

会津素子 (千葉県成田市議会議員)

皆川りうこ (東京都国分寺市議会議員)

事務局 小磯妙子 (神奈川県茅ヶ崎市議会議員)

茅ヶ崎市鶴が台 14-5-202 T/F 0467-52-6731

今から 70 年前の 1946 年 4 月 10 日、日本の女性は、初めて参政権を行使する事ができました。この選挙で、衆議院 466 人中 39 人の女性議員が誕生しました。

現在、衆議院の女性は 475 人中 45 人にすぎず、わずか 9.5%です。これは、世界平均の 22.8%にはるかに及ばず、世界 190 カ国中 155 番目の地位に甘んじています (IPU 2015. 12. 1)。同じく昨年の調査によると、地方議会は 11.6% (県議会 8.8%、市区議会 13.6%、町村議会 8.7%) です。男性議員のみの、いわゆる「女性ゼロ議会」は 2 割に上ります。

この歪んだ事態を変革すべく、全国フェミニスト議員連盟は、1992 年の創立以来 20 余年、政治分野の男女平等を求めて運動してきました。

その経験と国連規約ならびに諸外国比較から鑑みて、日本の選挙には制度的欠陥があると考えます。1 人でも多く女性議員を誕生させ、国会・地方議会の女性を民主主義の目標の 50%に近づけるよう、選挙制度改革を強く要請します。

おりしも、衆議院議長のもとに設置された第三者機関「衆議院選挙制度に関する調査会」(座長・佐々木毅)は、改革案を衆議院議長に答申しました。そのメインは、475 議席 (小選挙区 295、比例代表 180) から 10 議席 (小選挙区 6、比例区 4) を削減すること、選挙制度は現行の小選挙区比例代表並立制を維持すること、となっています。

この機に、以下のことを要望いたします。

1) 「定数削減」は撤回すること。諸外国と比較しても、日本の人口比の議員数は多いとは言えず、上記調査会でも「議員数を減らす理由はない」との意見が委員から出されていたのであり、このまま定数を削減することは、「身を切る改革」どころか「民意を切る改革」である。

2) 衆院選の比例枠を増やすこと。2014年12月の衆院選で自民党は得票33%で、議席61%を獲得したことから明らかなように、小選挙区制を中心とした現行選挙制度は、民意を反映していない制度である。民意を反映しない現行の小選挙区比例代表並立制にメスを入れること。

少なくとも小選挙区比例代表並立制導入時の細川首相案である小選挙区・比例区半々、すなわち比例区を**237**議席にすべきである。

3) 衆院選における比例区の候補者は、男女別のリストにすること。比例区の当選は小選挙区の惜敗率によるが、男女別に数えることとし、惜敗率の高い男女それぞれから選ばれるようにすべきである。

4) 政党に男女平等原則を明言させること。政党交付金を交付される政党には、政党綱領に、男女平等原則ならびに党内のあらゆる決定の場における女性を **50%** (最低でも **30%**) とする条項を明記するよう、政党に働きかけること。

5) 政党交付金の算定にあたり、政党の男女比を勘案すること。政党交付金を政党が申請する際、候補者における男女比、ならびに議員における男女比が6割から4割の間になければ、その政党の正当交付金は減額される、とする。減額率は別途定める。

6) 国政選挙は比例代表制に移行させること。国内外ほぼすべての調査で、比例代表選挙の方が民意を反映しやすく、女性や社会的弱者の当選につながりやすいことが証明されている。民意を反映する比例代表制は世界の潮流であり、それへの移行を検討すること。

7) 供託金制度を変更すること。世界で最も高額といわれる供託金を減額して、社会的弱者である女性の立候補へのハードルを低くすること。

8) 「自書式投票の廃止」を検討すること。世襲候補減を促し、新人候補（女性は新人が多い）の当選促進の助けとするために、世界で日本だけという調査もある「自書式投票の廃止」の検討をすべきである。

以上